

第 17 回(平成 23 年度第 3 回)オフセット・クレジット(J-VER) 制度運営委員会 技術小委員会 議事概要

日 時: 平成 23 年 10 月 25 日(火)14:00~16:00

場 所: 社団法人海外環境協力センター会議室

出 席: 新澤委員長、明日香委員、田上委員、仲尾委員、山田委員、吉高委員

欠 席: 橋本委員

1. はじめに

第 16 回 J-VER 技術小委員会の議事概要について、資料 1 に沿って事務局より報告が行われた。

2. 本制度の状況および各委員会からの実施状況に関する報告

認証委員会と運営委員会における審議内容、論点について、また、方法論リストについて事務局より資料 2-1 及び資料 2-2 に沿って報告が行われた。

3. 既存ガイドライン・方法論等の修正に関する審議

12 件の既存方法論、モニタリング方法ガイドライン、及び FAQ(排出削減方法論用)等の修正について、資料 3 に沿って説明・審議が行われた。詳細は下記の通り。

➤ E001 化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替

修正案内容: 木質バイオマス含水率のバラツキを減らすために、QA/QC 体制の中に、原材料の履歴管理、保管管理、組成管理等に関する要求事項を方法論に規定し、妥当性確認及び検証時の確認事項として明記する。

審議結果: 事務局で修辞上の修正を行ったうえで最終版とする。

➤ E002 化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替

➤ E003 木質ペレットストーブの使用

➤ FAQ(排出削減方法論用) 該当箇所

修正案内容: 木質チップだけでなくペレットにおいても単位発熱量の実測が必要であり、実測に際しては絶乾ベースあるいは湿潤ベースのどちらでも測定可能である旨、ただし絶乾ベースで測定する場合は、含水率も測定項目として必要であり、湿潤ベースへの換算式が「単位発熱量[湿潤ベース] = (1 - 含水率) × 単位発熱量[絶乾ベース]」である旨が明確になるように修正す

る。

審議結果 : これまでの方法論を変更するものではなく、より内容が明確になるように記述を修正するものである旨明確になるよう事務局で修辭上の修正を行ったうえで最終版とする。

- E006 廃熱回収・利用
- E010 照明設備の更新
- E011 ボイラー装置の更新・燃料転換
- E012 空調設備の更新
- E016 コージェネレーション設備の導入
- E019 ヒートポンプの導入

修正案内容 : 下記取扱いとなる旨を明示するよう修正を行う。

- ・プロジェクトの実施前後で熱源設備等の容量が増加する場合、ベースライン排出量は既存の熱源設備等が最大限に利用された場合の CO2 排出量を上限とする。
- ・プロジェクト排出量がベースライン排出量を上回った分は、その差分を排出削減量から差し引く必要がある。
- ・クレジット期間中のプロジェクト排出量とベースライン排出量の差分が、同じクレジット期間中の排出削減量の合計を上回る場合は、当該期間の排出削減量はゼロとみなす。
- ・プロジェクトの実施にともない、ヒートポンプを含めプロジェクトで使用する熱源設備等の CO2 排出源は、すべてプロジェクト排出量の算定に含めなければならない。例えば、ヒートポンプが既存ボイラーの機能を一部代替するような場合には、導入されるヒートポンプ並びに残される既存ボイラーの化石燃料消費にともなう CO2 排出量は、すべてプロジェクト排出量として算定に含めなければならない。

審議結果 : ・最大熱源供給量 (=CAP_{BL} × hp_{PJ,y} × 単位変換係数) の文中に記載があるが上記趣旨がより明確になるようにする。
・HG_{PJ,y} の記載が文中にはあるがパラメータとしての記載がないのでモニタリング項目に記載する。
・事務局にて上記修正を行ったうえで最終版とする。
・尚、委員より「(化石燃料を焚くような設備を入れることがディスインセンティブなることは構わないが) 大きなヒートポンプを入れることが事業者にとってのディスインセンティブになることについては、もう一度検討されるべきで

はないか」とのコメントが出された。

- E018 廃棄物由来のバイオガスによる熱および電力供給のための化石燃料代替

修正案内容：・バイオガスの消費量や生成量等いくつか存在するパラメータの関係を明確化する。
・メタンの単位発熱量デフォルト値を記載する。

審議結果：原案承認

- R001 森林活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）
- R002 森林経営活動による CO2 吸収の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）

修正案内容：・森林認証に係る記載を修正する。
・提出資料として必要な森林写真の内容について明確化する。

審議結果：適格性基準条件 3 について事務局で修辭上の修正を行ったうえで最終版とする。

- モニタリング方法ガイドライン（排出削減プロジェクト用）

修正案内容：発熱量や排出係数等の出所の統一を求めるよう明記する。

審議結果：原案承認

4. 新規方法論（素案）提案に関する審議（意見募集前審議）

J-VER 制度におけるプロジェクト種類に追加する対象として、①「カーナビゲーションシステムを利用したエコドライブ支援システムによる CO2 排出削減」（素案）、②「魚油由来バイオマスによる化石燃料代替」（素案）、③「液晶製造工程における SF6 から COF2 への使用ガス代替」（素案）の審議が資料 4 に沿って行われた。適格性基準、及び排出削減量の算定式等について議論がなされた。本 3 つの方法論素案については、議論の結果を踏まえて修正を行った後、意見募集を行うこととなった。

また、④「海上コンテナの国内トラック輸送効率化」（素案）及び⑤「ノンフロンドラストブロワーの販売・利用」（資料なし）についても資料 4 に沿って説明が行われ、方法論策定に際しての方向性についての議論が行われた。本 2 つの方法論については、更なるデータ収集やヒヤリングを行った後、次回以降の技術小委員会にて引き続き議論を行うこととなった。

いずれも主な論点及び審議結果については下記の通り。

- ①カーナビゲーションシステムを利用したエコドライブ支援システムによる CO2 排出削減

論点 1：新設車両（新規自動車購入ユーザー）を除外する方法について

案①「アンケートによって排除する」

案②「統計数値から割り引く」

審議結果：案①を採用

（新規自動車購入自体を認めるか否かは今後の検討課題）

論点 2：E023 デジタルタコグラフ方法論のような改善率のキャッピングについて

案①「プロジェクト事業者によって算出された改善率をそのまま用いる」

案②「デジタルタコグラフ方法論と同様に、過去データから妥当（保守的）と考えられる改善率上限を定める」

審議結果：案①を採用したうえで、「算定にあたって必要なデフォルト値を設定する」、又は「統計的に妥当な形のデータ値を用いる」のどちらかで対応するよう、事務局で最終的に対応を決定のうえ意見募集を行う。

（*意見募集の際には案①を採用）

- ②魚油由来バイオマスによる化石燃料代替

論点：特になし。

審議結果：一般廃棄物において魚油がカーボン・ニュートラルと看做されている点確認を行ったのち意見募集を行うこと。

- ③液晶製造工程における SF6 から COF2 への使用ガス代替

論点 1：SF6 の使用における除害装置の設置をベースラインとするか

案①「ガスユーザーの実態に合わせて、プロジェクトごとに判断する」

案②「除害装置が設置されていることをベースラインとする」

審議結果：案②を採用する。

論点 2：COF2 ガス製造での GHG 排出をプロジェクト排出量の算定対象とするか

案①「算定対象とする」

案②「ベースラインでの SF6 ガスの漏出等を勘案し、BL 排出量

＞PJ 排出量が成り立つことが想定されるため、COF2 ガス製造工程での排出を算定対象外とする」

審議結果：いったん案②の内容で意見募集を行い、その結果を踏まえ再度検討する。

論点 3：COF2 ガス使用による GHG 排出をプロジェクト排出量の算定対象とするか

案①「算定対象とする」

案②「微小排出源として、算定対象外とする」

審議結果：いったん案②の内容で意見募集を行い、その結果を踏まえ再度検討する。

➤ ④海上コンテナの国内トラック輸送効率化

(方向性についての議論のみ)

いずれの論点も、現時点ではどの案が最も適切か判断ができないため、事業者ヒヤリングを通じてさらに実情を把握した上で再度検討することとされた。

論点 1：設備投資を伴わない本プロジェクトの追加性証明方法をどうするか

案①「マッチングという行為は全て追加的であると制度側で判断し、全てのプロジェクトについてプロジェクト毎の追加性立証は要求しない」

案②「適格性基準に経済性以外の条件を追加し、プロジェクト毎に判断する」

論点 2：プロジェクト対象を何によって特定するか

案①「船主と輸出入港を特定する」

案②「船主と内陸デポ拠点を特定する」

案③「その他（他の特定方法もありうる）」

論点 3：ベースラインにおける空コンテナの輸送ルートをどう想定するか

案①「輸入荷物搬出後の空コンテナは輸入時点で計画されていた港へ輸送、輸出荷物積載前の空コンテナはマッチング前に計画されていた港から輸送、されていたはずであると想定する」

案②「空コンテナは、輸入荷主⇒輸入港、輸出港⇒輸出荷主、に

輸送されていたと想定する」

論点 4：どのような排出量算定方法を採用か

案①「燃費法とする（デフォルト値の使用も認める）」

案②「トンキロ法とする」

その他本方法論審議に際しての主なコメント：

【全体】

- ・プロジェクトをやることにより、職を失う人がでてくるのではないか。
 - ・プロジェクトの内容がビジネスモデルとして充分成り立ちえるので既に同内容のシステムがあるのではないか。
 - ・実際マッチングが動くのかについては疑問が残る。
- 以上の点については、事業者へのヒヤリング等を進めさらに検討することとされた。

【個別論点】

- ・論点 1 について、案②が望ましいが、現実的には案①にならざるを得ないのではないか。
- ・論点 4 について、案②は計算が複雑になりすぎるのではないか。

➤ ⑤ノンフロンダストブロワーの販売・利用

(方向性についての議論のみ)

いずれの論点も、現時点ではどの案が最も適切か判断ができないため、事業者ヒヤリングを通じてさらに実情を把握した上で再度検討することとされた。

論点 1：ベースラインの把握をどのような方法で行うか

案①「アンケート等により、ユーザーからの申告を必須とする」

案②「ユーザーへの直接販売を行う小売業者が取り扱うダストブロワーがノンフロン型へ切り替えられていることを確認することで、当概小売業者が販売するノンフロンダストブロワーのベースラインを代替フロン製品とみなす」

論点 2：ユーザーのダブルカウント防止措置をどのような方法で行うか

案①「アンケート等により、ユーザーへのプロジェクト参加意思確認を必須とする」

案②「店頭やカタログでの掲示や製品への記載、ウェブサイトの

整備等により、ユーザーに対して J-VER への取り組みに関する情報を周知することで、ダブルカウントの防止措置をとったとみなす（その旨を適格性条件の一つに定める）」

論点 3：ガス使用量のモニタリングをどこで行うか

- 案①「アンケート等により、缶の使用を終えた時点でユーザーから報告を求め、報告が得られたもののみを使用量とする」
- 案②「小売段階での販売量をモニタリングポイントに設定し、インベントリの算定方法に倣い、販売量の 50%が販売年に、残りの 50%が次年に使用されるとする」

論点 4：適格性条件の一つとして追加性の立証を求めるか

- 案①「1mlあたりの価格等を使って、プロジェクトで対象となる製品ごとに経済的メリットがないことの証明を求める」
- 案②「追加性の証明は不要とする」

論点 5：ガス充填・ブロー製造工程での GHG 排出をプロジェクト排出量の算定対象とするか

- 案①「算定対象とする」
- 案②「ベースラインでのガス漏洩を勘案し、BL 排出量>PJ 排出量が成り立つことが想定されるため、ガス充填・ブロー製造工程での排出を算定対象外とする」

その他本方法論審議に際しての主なコメント：

【全体】

- ・今回の使用データの提供源は 1 社のみであるため、他の情報源から同じようなデータを収集すること。

5. その他

今後の暫定的な J-VER 制度の各委員会開催日程について資料 5 に沿って事務局より説明が行われ、次回の第 18 回 J-VER 技術小委員会は 12 月 26 日（月）に開催予定であることが確認された。

以上